

控除すべき金額

(ア) 国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額（法第 72 条の 24 の 2 第 1 項）

(イ) 保険金、有価証券の売却収入金額、不用品の売却収入金額、受取利息・受取配当金、需要者等から収納する工事負担金等、電気事業法第 28 条の 40 第 2 項第 1 号の交付金（令和 3 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用）、電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額（※）、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 36 条の賦課金（政令第 22 条）

他の電気供給業を行う法人から非 F I T 非化石証書を購入した場合であって、非化石電源としての価値を有するものとして電気の供給を行う場合における当該購入の対価として支払うべき金額に相当する収入金額（令和 2 年 4 月 1 日以後終了事業年度に適用）（政令第 22 条、省令第 4 条の 2 の 2）

(ウ) 収入金額に類するものとして総務大臣が指定したもの（政令第 22 条第 12 号）

- 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料等（昭和 30 年 8 月 10 日自治庁告示第 29 号）
- 受電設備を新しく取り換える場合等において、需用者から収納する金額（昭和 34 年 11 月 7 日自治庁告示第 46 号）
- 原子力発電所の共同研究に要する施設等の費用分担金として収納する金額（昭和 42 年 3 月 17 日自治省告示第 55 号）
- 原子力損害賠償・廃炉等支援機構から収納する特別資金援助に係る資金交付の額（平成 23 年 8 月 10 日総務省告示第 379 号）

【以下は時限的な控除規定】

(エ) 法附則 9 条 8 項各号に掲げるもの（以下のとおり）（法附則第 9 条第 8 項）

一 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気の供給を行うときの以下の金額

- ・ 収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人に対して託送供給に係る料金として支払うべき金額に相当する収入金額（平成 12 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に適用）（政令附則第 6 条の 2 第 2 項第 1 号イ）
- ・ 収入金額に対する事業税を課される発電事業等を行う法人に対して託送供給に係る料金に相当する額として支払うべき金額に相当する収入金額（令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に適用）（政令附則第 6 条の 2 第 2 項第 1 号ロ）

- ・ 収入金額に対する事業税を課される一般送配電事業等を行う法人に対して託送供給に係る料金に相当する額を支払っている収入金額に対する事業税を課されない発電事業等を行う者に対して託送供給に係る料金に相当する額として支払うべき金額に相当する収入金額(令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度に適用)(政令附則第6条の2第2項第1号ハ)

一の二 発電事業等を行う法人が、自らの発電等電気工作物と収入金額に対する事業税を課される一般送配電事業等を行う法人の電線路とを電氣的に接続する場合の、託送供給に係る料金(これに相当する額を含む。)として当該一般送配電事業等を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額(令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度に適用)(政令附則第6条の2第2項第1号の2)

一の三 特定送配電事業を行う法人が、自らの電線路と収入金額に対する事業税を課される一般送配電事業を行う法人の電線路とを電氣的に接続する場合の、託送供給に係る料金として当該一般送配電事業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額(令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度に適用)(政令附則第6条の2第2項第1号の3)

二 配電事業を行う法人が、収入金額に対する事業税を課される一般送配電事業を行う法人の供給区域内において、配電事業に係る電気工作物を譲り受け、若しくは借り受け、又は新たに設置して託送供給を行い配電事業に係る定期支払額として当該一般送配電事業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額(令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度に適用)(政令附則第6条の2第2項第2号、省令附則第2条の7の2)

三 一般送配電事業を行う法人の供給区域内において、収入金額に対する事業税を課される配電事業を行う法人が配電事業に係る電気工作物を譲り受け、若しくは借り受け、又は新たに設置して託送供給を行い当該配電事業を行う法人に対して配電事業に係る定期支払額として支払うべき金額に相当する収入金額(令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度に適用)(政令附則第6条の2第2項第3号、省令附則第2条の7の2)

(オ) 廃炉等実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉等積立金として積み立てる金額に相当する収入金額(平成29年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に適用)(法附則第9条第19項、政令附則第6条の2第8項)

(カ) 卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて、その電気の供給を行う場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額(平成30年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に適用)(法附則第9条第20項、政令附則第6条の2第9項)

- (キ) 特定取引を行う場合において、特定吸収分割会社又は特定吸収分割承継会社が特定取引の相手方から支払を受けるべき金額に相当する収入金額（平成 31 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に適用）（法附則第 9 条第 21 項、政令附則第 6 条の 2 第 10 項、省令附則第 2 条の 8）
- (ク) 一般送配電事業者の収入金額のうち、一般送配電事業者が発電事業者に交付する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額に相当する収入金額（令和 2 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に適用）（法附則第 9 条第 22 項、政令附則第 6 条の 2 第 11 項、省令附則第 2 条の 9）
- (ケ) 広域的運営推進機関に対して電気事業法第 28 条の 40 第 1 項第 5 号に掲げる業務に係る対価を支払い、広域的運営推進機関が収入金額に対する事業税を課されている他の法人に対して当該対価を原資として支払いをした場合の、広域的運営推進機関に対して支払うべき金額に相当する収入金額（令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に適用）（法附則第 9 条第 25 項、政令附則第 6 条の 2 第 13 項、省令附則第 2 条の 11、令和 6 年経済産業省告示第六十五号）

○法令等の略称

略 称	省略された法令等の名称
法	地方税法（昭和25年法律第226号）
政令	地方税法施行令（昭和25年政令第245号）
省令	地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）